

2 保育料等に未納がある場合の確認事項

この幼児について納付すべき保育料及び給食費に未納がある場合は、幼児の退園希望日までに、未納額を現金にて納入いたします。

退園希望日までに納入できない場合は、別紙「児童手当  
特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」を記入し、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）から納付すべき保育料及び給食費の支払に充てるものとします。

※ 承諾欄

保護者名

印